

MIYAGIものづくり人材PR動画制作及び魅力発信業務 制作対象企業（立地企業）選定公募要領

第1 事業の概要

1 目的

人口減少社会の本格的な到来により、今後人手不足が深刻化していくことが見込まれているが、富県宮城の実現に向け、県内でものづくりを行っている地元企業及び立地企業（以下「県内ものづくり企業等」という。）が人材を確保し、安定的に稼働を行って、売り上げを伸ばしていくことが必要である。

そのため、県内ものづくり企業等の情報を分かりやすく伝えるPR動画を制作し、授業やインターネット等による情報発信をすることにより、高校生に県内ものづくり企業等への具体的なイメージを持っていただき、企業と高校生のミスマッチ解消による就職後の早期離職防止を図るとともに、高校生の就職先の決定に大きな影響力を持つ保護者や教員等においても県内ものづくり企業等の認知度向上を図ることで、県内ものづくり企業等への就職を促進しようとするものである。また、インターネット等による情報発信により、県内への就職を希望する大学生等についても、県内ものづくり企業等の認知度向上を図ることで、県内への就職を促進しようとするものである。

2 PR動画の内容

高校生や県内への就職を希望する大学生等及びその保護者（以下「高校生等」という。）に向けて、県内ものづくり企業等の魅力や若手人材の活躍等を紹介するもの。詳細は別途公募している企画提案の内容を踏まえて、決定する。

(1) PR動画の構成

- イ 視聴対象者 高校生等
- ロ 内 容 企業の代表からの会社PRや、先輩（若手社員）からのメッセージ・仕事内容・生活風景等
- ハ 動画時間 各社3～5分程度

(2) PR動画の活用方法

- イ PR動画を収録したDVDを県内高校に配付し、授業等で活用
- ロ 宮城県ホームページ及び宮城県インターネット広報資料室（YouTube）に公開
※令和2年度に制作したものづくり人材PR動画「モノづくりは宮城の未来をつくる」
URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanritu/prmovie.html>
- ハ PR動画を収録したDVDを撮影企業に配付（企業説明会等で活用）

3 対象企業

(1) 対象業種

製造業（日本標準産業分類において大分類「E 製造業」に分類される業種）

(2) 応募資格

- イ 宮城県に事業所を有する立地企業
 - (イ) 宮城県外に本社を有する企業で宮城県内に製造拠点がある企業
 - (ロ) 宮城県内に本社があるが、宮城県外に本社を有する企業の連結子会社である企業
 - (ハ) 宮城県外に本社を有する企業で、今後宮城県内に製造拠点又は連結子会社を設置する見通しがある企業

※上記以外の宮城県内に本社がある地元企業については、産業人材対策課で募集する「制作対象企業（県内地元企業）」での応募となる。

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/>

- ロ 申込時点で、宮城県内の事業所で勤務することを前提とした採用を予定している企業
 - (イ) 令和4年3月卒業予定の高校生を正社員として採用する予定がある企業
 - (ロ) 今後若年就職者の採用を希望する企業
- ハ 労働基準法、雇用保険法その他関連法令を遵守している企業
- ニ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）のいずれにも該当しない企業
- ホ 県税の滞納がない企業
- ヘ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と関係を有している者でない企業
- ト 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者ではない企業
- チ 公序良俗に反するおそれのある商品・サービス等を提供する事業者ではない企業

第2 応募手続

1 提出期限・提出先等

- (1) 提出期限
令和3年5月26日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法
郵送又は持参とする。
- (3) 提出先
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎14階北側）
宮城県経済商工観光部 産業立地推進課

2 提出書類

- (1) 応募申込書（様式1～3）
- (2) 会社案内（パンフレット等）（任意）
- (3) 参考となる資料（「3 提出に際しての注意事項（2）」記載のとおり）
- (4) 納税証明書（宮城県県税事務所が過去6か月以内に発行した「全ての県税に未納がないこと」の証明）の写し

※提出書類は、企業選定以外の目的には使用せず、応募内容についての秘密は厳守する。

3 提出に際しての注意事項

- (1) 応募に当たって、質問がある場合の受付及び回答は以下のとおり。
 - イ 受付期限 令和3年5月14日（金）午後5時まで（必着）
 - ロ 提出方法

(イ) 電子メールにより提出することとし、電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(ロ) 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

sanritu-ka@pref.miyagi.lg.jp (宮城県経済商工観光部産業立地推進課)

ハ 回答方法

質問に対する回答は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課のホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 応募申請書様式2については必ず記入すること。また、認定及び認証等を記載する場合は、必ず根拠となる資料の写しを添付すること。選定時の審査は、様式2の記載内容及び添付資料に基づき、行う。

(3) 応募申請書様式2の記入欄について、適宜拡張・縮小することは可能であるが、4ページ以内に収めること。

(4) 文字は10.5ポイント以上で記入すること。

4 その他留意事項

(1) 応募にあたっては企業内外の関係者との調整を十分に行い、合意形成を図ったうえで応募すること。特に設備等の撮影及び公開の可否については、取引先も含め、入念に調整を行うこと。

(2) 制作した動画の著作権は県に帰属し、対象企業は県が認めた範囲内で制作した動画を使用することができる。

第3 企業の選定

1 選定方法・事業スケジュール (予定)

提出された書類に基づき、次のとおり審査・制作を行うことを予定している。

項目	内容	時期
選定委員会審査	事業目的及び事業内容への適合性等の書類審査	6月上中旬
採択企業の決定	選定委員会の審査結果等を踏まえ、採択企業を決定	6月上中旬
選定結果通知	応募企業へ選定結果を文書にて通知	6月中下旬
動画制作に係る取材	動画制作にあたり企業訪問の上、取材及び動画撮影等を実施	7月～10月
情報発信	県内高校等の授業	11月～3月
	宮城県ホームページ及び宮城県インターネット広報資料室 (YouTube) での公開	11月～

2 審査項目等

審査項目等は次のとおりとし、更に業種・地域バランス・立地時期等を考慮の上、選定する。

審査項目	審査の着眼点
(1) 採用実績・計画等	・若年就職者を継続採用する計画があるか。 ・人材の定着性はあるか。他

(2) 働き方改革の実現	・長時間労働の是正, 女性の活躍推進, 障害者の雇用等に取り組んでいるか。他
(3) 人材育成	・人材育成に取り組んでいるか。他
(4) 人材確保	・県内雇用拡大に資する取組や積極的な採用活動を行っているか。他
(5) 地域貢献度	・地域貢献を行っているか。他
(6) その他	(選定委員会において, 審査が必要とする事項)

3 選定企業数 10社

第4 公募に関する問い合わせ先

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (宮城県行政庁舎14階北側)

TEL: 022-211-2717 メール: sanritu-ka@pref.miyagi.lg.jp